

令和元年12月5日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和元年12月5日(木曜日)

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君
副委員長 平吹俊雄君
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君
福田淑子君 千葉一男君

欠席委員(なし)

議長 大橋昭太郎君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義 則 君
企画財政課長 佐野 仁 君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 俊 幸 君
事務局次長兼議事調査係長 高橋 美 樹 君

令和元年12月5日(木曜日) 午前9時30分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会12月会議について

1) 議案等について

行政報告1件

議案 14 件（条例 2 件、補正予算 7 件、その他 5 件）

2）議員発議について

3）議員派遣について

4）一般質問の発言順序について 5 人

5）会議の期間及び議事日程について

期間 12 月 10 日（火）～ 12 日（木）3 日間（別紙のとおり）

6）陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時26分 開会

委員長（前原吉宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開きます。

きょうの委員会、全員出席であります。委員会は成立いたしております。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員といたしまして副議長の出席を求めておりましたが、欠席の申し出がございました。

それでは早速、3議長からの諮問、美里町議会12月会議についてということで、1)議案等について、行政報告からお願いします。

総務課長（佐々木義則君） それではおはようございます。本12月会議につきましても御指導よろしくお願い申し上げます。

それでは行政報告の説明の前に、済みません、座って説明させていただきます。

大変申しわけなかったんですが、議案書及び資料に誤りがございました。その内容について説明をさせていただきたいと思います。まず議案書のほうでございますが、議案書の100ページになります。議案第51号の令和元年度美里町病院事業会計補正予算（第3号）の条文第2条の部分になりますが、お渡ししました議案書には予算第10条の次に予算第11条を次のとおり定めるとしておりますが、この予算というのは通常ですと一番最初に各正式な予算名がありまして、以下予算というという形になって初めてこうなる条文でございます、今回この文が一番最初の条文ということで、正のほうに書かせていただいておりますが、令和元年度美里町病院事業会計予算第10条の次に第11条を次のとおり定めるとというのが正しい表記の仕方でございます。そういったところでこの部分についての訂正をお願いしたいというのが1点でございます。

委員長（前原吉宏君） この部分だけちょっと先に、今の訂正の件、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

総務課長（佐々木義則君） 今度資料の、（「資料の」の声あり）それでは資料のほうの訂正について御説明申し上げます。

資料の2ページ目になります。2ページの議案第44号資料の表題でございます。正式な表題については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例というのが正式な表題でございますが、その頭に議案というのがちょっと誤ってついてしまいました。この部分についても議案という部分を削除する形で訂正をお願いしたいというところでございます。

それからもう2つ、同じ箇所の部分になりますけれども、資料の8ページになります。資料

の8ページ、こちらにつきましては、第3条関係の新旧対照表の部分の第18条第2項第1号の関係でございます。直接今回の議案の部分にかかわる部分ではないんですが、この勤勉手当の率の関係でございます。勤勉手当の率が100分の92.5という形で表記されているところでございますが、こちらにつきましては、11月会議の際にこの支給率の変更の議決をいただいております。100分の97.5に変更議決、改正をいただいたところでございます。その部分が前の率のままになっておまして、ここの部分については100分の92.5を100分の97.5に訂正をお願いしたいというところでございます。修正につきましては、議案書については差しかえということで、それから資料編についてはここの部分についてシールで修正するといった形での対応をお願いしたいと思っております。どうも申しわけございませんでした。

委員長（前原吉宏君） 今の件でよろしいですか。（「はい」の声あり）

休憩します。傍聴の申請が来ていましたので、前後になってしまいまして申しわけありません。これを許可しております。

午前 9時31分 休憩

午前 9時32分 再開

委員長（前原吉宏君） では再開します。

それでは次お願いします。（「今の修正はシールと差しかえだけで」の声あり）

総務課長（佐々木義則君） できれば会議の初日の朝に差しかえ、それからシールの修正等、もしよければお願いできればと思っております。その辺についてはうちのほうで対応できますので、うちのほうとすればそういう形でお願いできればと思っておりますが、2日目の予定ということもあります。（「議案書の修正」「時間まで来ると思うけれどもね」「そうですね」の声あり）

委員長（前原吉宏君） では議案書の持参の案内を事務局、お願いします。（「わかりました」「この人はいいんだ」「はい」の声あり）ほかによろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは行政報告からお願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは行政報告について御説明申し上げます。

今回行政報告については1件でございます。

美里町の空間放射線量等の測定結果についての報告となります。

令和元年度9月会議で報告した以降の令和元年8月1日から令和元年11月30日までの空間放射線量等の測定結果を報告するものでございます。数値等の内容等につきましては、お渡しし

ております行政報告の資料の美里町空間放射線測定結果の資料の内容となります。どうぞよろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明、よろしいですか。（「はい」の声あり）ないようですので、次お願いたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、引き続きまして議案のほうに入らせていただきます。

議案につきましては、条例2件、それから補正予算7件、その他5件で、議案につきましては14件といった内容となっております。

それではまず議案第44号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、御説明を申し上げます。

議案書につきましては1ページ、資料編につきましても1ページからとなります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、一部の規定が令和元年12月14日に施行されることに伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日に私から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いたします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第45号美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては4ページ、資料編につきましては14ページとなります。

水道法の一部を改正する法律が平成30年12月12日に公布され、令和元年10月1日から施行されたことにより、町から指定された指定給水装置工事事業者に新たに5年ごとの更新手続きが義務化されました。このことに伴い、指定の更新手続きに利用する手数料の額を新たに定めるものでございます。また、給水装置工事事業者が新規に指定を受ける際の手数料の額を更新手続きの手数料と同じ額に改めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日、水道事業所長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

議案45号、ただいまの説明に何かございますか。よろしいですか。(「なし」の声あり)

それでは、次、お願いします。

企画財政課長(佐野 仁君) 企画財政課の佐野でございます。本議会につきましても、御指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。座って説明いたします。

私のほうから議案第46号令和元年度美里町一般会計補正予算(第9号)について御説明申し上げます。

議案書につきましては5ページから、資料編につきましては16ページでございます。

まず議案書の6ページをお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,897万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,239万2,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに歳出について申し上げます。

26ページ、27ページをお開き願います。26、27でございます。

2款総務費に2,165万4,000円追加いたしました。1項総務管理費の財産管理費で旧みなみ幼稚園解体撤去工事請負費1,610万円減額し、減債基金積立金1,837万8,000円追加、諸費に定住促進補助金1,990万円追加いたしました。旧みなみ幼稚園解体撤去工事請負費につきましては、施設の新たな活用について再度検討を行うこととしたことから減額するものでございます。

3款民生費で101万9,000円減額いたしました。

31ページをお開き願います。31ページの下段のほうです。

2項児童福祉費の児童福祉総務費に他市町保育所委託料216万4,000円、地域型保育給付費負担金115万2,000円それぞれ追加し、地域型保育事業給付費負担金で877万5,000円減額いたしました。入所児童の増減及び特定教育保育等を利用する費用の額の算定に関する基準等が定められております法定価格の改定、加算率の変更、並びに加算の適用の適用状況の変更に伴うものでございます。

続きまして32ページ、33ページをお開き願います。次のページでございます。

4款衛生費に1,059万4,000円追加いたしました。1項保健衛生費の保健衛生総務費に大崎市民病院救命救急センター運営費負担金1,121万1,000円の追加が主なものでございます。これにつきましては、平成30年度の負担金の額が確定したことによるものでございます。

続きまして次のページ、34ページ、35ページをお開き願います。

6款農林水産業費に340万6,000円追加いたしました。1項農業費の畜産業費に肥育素牛導入

事業補助金300万円、農地費に基幹水利施設管理事業負担金58万6,000円それぞれ追加いたしました。肥育素牛導入事業補助金につきましては、補助要件を満たす肥育素牛の導入見込みが増加したことによるものでございます。基幹水利施設管理事業負担金につきましては、二ツ石ダム関連施設管理費において、平成30年度に降雪が多かったことにより除雪経費が増額となったことによるものでございます。

7款商工費で191万9,000円減額いたしました。1項商工費の商工振興費に中小企業振興資金融資補証料補給金114万7,000円追加し、観光物産費で美里まつり実行委員会補助金245万1,000円減額いたしました。美里まつり実行委員会補助金につきましては、美里まつり美里花火大会が中止されたことにより、補助対象経費が減額となったことによるものであります。

続きまして36ページ、37ページをお開き願います。

8款土木費に905万円追加いたしました。2項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費に道路維持管理業務委託料506万円追加いたしました。5項住宅費の住宅管理費に町営住宅の修繕料393万3,000円追加いたしました。

10款教育費で279万6,000円減額いたしました。

次、38ページ、39ページをお願いします。

5項社会教育費の社会教育総務費で大崎地域広域行政事務組合視聴覚教育事業費負担金514万円減額いたしました。これにつきましては、大崎生涯学習センターパレットおおさきの空調設備更新工事に伴う市町村負担金の減額によるものでございます。

続いて次のページ、40ページ、41ページお願いいたします。

6項保健体育費の体育施設費にスイミングセンターのプールろ過装置の修繕料62万円追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。20ページ、21ページまでお戻り願います。20ページ、21ページでございます。

1款町税で29万3,000円減額いたしました。1項町民税で法人町民税法人税割1,500万円減額し、2項固定資産税に固定資産税現年課税分1,362万3,000円、5項都市計画税に都市計画税現年課税分108万4,000円それぞれ追加いたしました。3項利子割交付金で72万4,000円減額いたしました。1項利子割交付金で72万4,000円減額いたしました。

9款地方特例交付金に270万4,000円追加いたしました。1項地方特例交付金に減収補てん特例交付金252万6,000円追加いたしました。2項子ども・子育て支援臨時交付金に子ども・子育て支援臨時交付金17万8,000円追加いたしました。

13款使用料及び手数料に501万6,000円追加いたしました。1項使用料に町営住宅使用料461万1,000円、衛生使用料に町営共葬墓地永代使用料40万5,000円それぞれ追加いたしました。

14款国庫支出金に29万2,000円追加いたしました。1項国庫負担金の民生費国庫負担金に障害者総合支援給付費負担金25万円、次のページ、22ページ、23ページお開きください。保育所運営費負担金63万円3,000円それぞれ追加し、地域型保育給付費負担金で105万7,000円減額いたしました。2項国庫補助金の衛生費国庫補助金に母子保健衛生費補助金44万円追加いたしました。

15款県支出金で284万9,000円減額いたしました。1項県負担金の民生費県負担金に後期高齢者医療保険基盤安定負担金63万9,000円、保育所運営費負担金25万9,000円それぞれ追加し、地域型保育給付費負担金350万5,000円減額いたしました。2項県補助金の商工費県補助金で市町村消費者行政推進事業補助金61万5,000円を減額いたしました。3項県委託金の総務費県委託金に指定統計調査費委託金24万8,000円追加いたしました。

18款繰入金に4,468万6,000円追加いたしました。1項特別会計繰入金の後期高齢者医療特別会計繰入金に35万8,000円追加いたしました。

次のページ24、25ページをお願いします。

2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に2,462万4,000円、合併振興基金繰入金に1,744万9,000円、東日本大震災被災者等復興支援基金繰入金に225万5,000円それぞれ追加いたしました。

19款繰越金に573万2,000円追加いたしました。

20款諸収入で29万4,000円減額いたしました。4項雑入の納付金で狂犬病予防注射個人負担金49万円減額し、雑入の雑入に農業者年金業務委託手数料10万3,000円、宮城県青果物価格安定相互補償協会負担金返戻金9万1,000円それぞれ追加いたしました。

21款町債で1,530万円減額いたしました。1項町債の総務債で公共施設等適正管理推進事業債(補助事業)1,440万円、農林水産業債で公共施設等適正管理推進事業債(交流の森・交流館改修事業)90万円それぞれ減額いたしました。

11ページにお戻り願います。11ページでございます。

予算本文第2条、債務負担行為の補正につきましては、空調機器保守点検業務委託料(本庁舎)を初め、38件につきましてそれぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加しております。

続いて15ページをお願いします。15ページです。

予算本文第3条、地方債の補正につきましては、公共施設等適正管理推進事業債(交流の森・交流館改修事業)につきまして、限度額を変更し、公共施設等適正管理推進事業債(除去事業)について廃止するものでございます。

以上が補正予算の内容になっております。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。（「基金」の声あり）

企画財政課長（佐野 仁君） 済みません、先ほど繰入金のこちら18款の繰入金のことです。私、東日本大震災被災者等復興支援基金と言いましたが、推進の間違いでございました。訂正を。あと名称も被災者等が東日本大震災復興推進基金の誤りでございました。申しわけありませんでした。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

議案第46号について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは次お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第47号令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては42ページから、資料編につきましては17ページでございます。

まず議案書43ページをお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,532万1,000円といたしております。

今回の補正予算につきましては、令和元年度国民健康保険事業の基金の追加及び平成30年度保険給付費等交付金の額が確定したことによる精算返還金の追加でございます。

補正予算の細部につきましては事項別明細書にのっとり説明させていただきます。

初めに歳出について御説明申し上げます。

議案書の54ページ、55ページをお開き願います。

3款国民健康保険事業費納付金に100万3,000円追加いたしました。1項医療給付費分の一般被保険者医療給付費分に一般被保険者医療給付費分納付金64万9,000円、退職被保険者等医療給付費分に退職被保険者等医療給付費分納付金7,000円それぞれ追加いたしました。

2項後期高齢者支援金等分の一般被保険者後期高齢者支援金等分に一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金25万6,000円、退職被保険者等後期高齢者支援金等分に退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金3,000円それぞれ追加いたしました。

3項介護納付金分の介護納付金分に介護納付金分納付金8万8,000円それぞれ追加いたしました。

8款諸支出金に169万1,000円追加いたしました。1項償還金及び還付加算金の償還金に保険給付費等交付金精算返還金169万1,000円追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

52ページ、53ページをお開き願います。

5款繰入金で1,941万8,000円減額いたしました。2項基金繰入金で財政調整基金繰入金1,941万8,000円減額いたしました。

6款繰越金に2,159万9,000円追加いたしました。

7款諸収入に51万3,000円追加いたしました。

3項雑入に特定健康診査等事業費返還金51万3,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容になっております。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次をお願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして議案第48号令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては56ページから、資料編につきましては18ページでございます。

まず議案書57ページをお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,949万6,000円といたしました。

今回の補正予算の主なものにつきましては、平成30年度後期高齢者医療特別会計決算額の確定によりまして一般会計繰出金が生じたもの及び令和元年度基盤安定負担金の確定により、必要な予算を追加または減額するものでございます。

補正予算の細部につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

68ページ、69ページをお願いいたします。68、69ページです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金に85万2,000円追加いたしました。1項後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金に85万2,000円追加いたしました。これは令和元年度保険基盤安定負担金確定による不足額の追加でございます。

4款諸支出金に35万9,000円を追加いたしました。1項繰出金の他会計繰出金に一般会計繰出金35万9,000円を追加いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

前のページ、66ページ、67ページにお戻り願います。

3 款繰入金に81万円を追加いたしました。1 項一般会計繰入金の事務費繰入金で4万1,000円減額し、保険基盤安定繰入金に85万1,000円追加いたしました。これは平成30年度後期高齢者健康診査等費用手数料返還金繰入による調整と、令和元年度保険基盤安定負担金確定による繰入金の追加でございます。

4 款繰越金に35万8,000円追加いたしました。1 項繰越金に35万8,000円追加いたしました。

5 款諸収入に4万3,000円追加いたしました。2 項雑入に健康診査費返還金4万3,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、よろしいですか。

副委員長（平吹俊雄君） この保険基盤安定繰入金、負担金か。これ四捨五入の関係で1,000円違っているということですか。

企画財政課長（佐野 仁君） 端数が1,000円未満でありますので、一般会計の繰入金と差が出ているものになります。一般会計のほうは歳出側となりますので、繰り出しとなるんですが、逆に四捨五入で1,000円上がりまして、こちらが後期高齢の場合は歳入となりますので、四捨五入で切り捨てになります。

副委員長（平吹俊雄君） 切り捨てか。

企画財政課長（佐野 仁君） そうなるものでございます。

副委員長（平吹俊雄君） 同じにしたらいいなと思って、会計上そのようになっているなら、しょうがないんだね。

企画財政課長（佐野 仁君） そうですね。その四捨五入の関係でございます。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかによろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第49号令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

議案書につきましては70ページから、資料編につきましては19ページでございます。

まず議案書71ページをお開き願います。

予算本文第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,067万9,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに歳出について御説明申し上げます。

82ページ、83ページをお願いいたします。82、83ページでございます。

3款基金積立金に318万1,000円追加いたしております。1項基金積立金に介護給付費準備基金積立金318万1,000円追加いたしました。

4款地域支援事業費に16万7,000円追加いたしました。3項包括的支援事業費・任意事業費の任意事業費に高齢者紙おむつ等支給扶助費16万7,000円追加いたしました。

次に歳入について御説明申し上げます。

前のページ、80ページ、81ページをお願いいたします。

3款国庫支出金に328万4,000円追加いたしました。2項国庫補助金の地域支援事業交付金に包括的支援事業・任意事業国庫交付金6万4,000円、保険者機能強化推進交付金322万円それぞれ追加いたしました。

5款県支出金に3万2,000円追加いたしました。2項県補助金の地域支援事業交付金に包括的支援事業・任意事業県交付金3万2,000円追加いたしました。

7款繰入金に3万2,000円追加いたしました。1項一般会計繰入金の地域支援事業繰入金に包括的支援事業・任意事業繰入金3万2,000円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明で何かございますか。（「なし」の声あり）

それでは、次、申し上げます。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第50号令和元年度美里町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては84ページから、資料編につきましては20ページでございます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出についての補正予算でございます。

初めに、第3条、予算3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

91ページ、92ページをお開き願います。91、92ページでございます。

1款水道事業収益に36万9,000円追加いたしました。1項営業収益の3目その他の営業収益に雑収益53万7,000円追加いたしました。これは工事請負業者が誤って管路を破損させてしまったことにより発生する漏水修理負担金を追加するものでございます。2項営業外収益の2目他会計補助金で16万8,000円減額いたしました。これは、高料金対策に要する経費について、国の繰

出基準が変更されたことによるものでございます。

これらによりまして収益的収入合計を7億7,299万4,000円といたしております。

次に、収益的収支の支出について御説明申し上げます。

93ページ、94ページ、次のページをお願いいたします。

1款水道事業費用に613万2,000円追加いたしました。1項営業費用の2目配水及び給水費に修繕費22万1,000円追加いたしました。これにつきましては、管路修繕費の不足が見込まれるため補正するものでございます。7目資産減耗費に固定資産除却費104万8,000円追加いたしました。これにつきましては、牛飼字御蔵新田地内の水管橋で漏水が発生し、水管橋の更新工事を行うことから、それに伴い固定資産除却費を補正するものでございます。2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息141万1,000円減額いたしました。これにつきましては、平成30年度事業に対し借り入れしました企業債の利率の確定に伴う支払利息の補正でございます。3項特別損失の2目災害における損失で627万5,000円追加いたしました。これにつきましては令和元年台風第19号で被害を受けた水道施設の災害復旧工事の発注等に要する職員の時間外勤務手当及び災害復旧工事費の補正でございます。これによりまして、収益的支出合計を7億4,618万6,000円といたしました。

次に、資本的収支の収入について御説明申し上げます。

次のページ95ページ、96ページをお願いいたします。

1款資本的収入で840万円追加いたしました。1項企業債の1目企業債に840万円追加いたしました。これは収益的支出において御説明いたしました牛飼字御蔵新田の水管橋の更新工事に係る企業債の借り入れの補正でございます。これによりまして、資本的収入合計を1億5,964万8,000円といたしております。

次に、資本的収支の支出について御説明申し上げます。

次のページ、97ページ、98ページをお願いいたします。

1款資本的支出で840万円追加いたしました。1項建設改良費の1目配水施設費に840万円追加いたしました。これにつきましても牛飼字御蔵新田地内の水管橋の更新工事に係る工事請負額の補正でございます。これによりまして、資本的支出合計を3億8,763万9,000円といたしております。

続きまして85ページまでお戻り願います。85ページでございます。下段のほうです。

2款第4条本文括弧書き中の補填財源の当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を76万4,000円追加し1,479万8,000円に、減債積立金を76万4,000円減額し6,265万6,000円にそれ

それ改めております。

以上のことに伴いまして、第2条、予算第2条に定めた業務の予定量、隣のページです。86ページ上段です。第5条、予算第6条に定めた企業債、第6条、予算第9条に定めた経費の金額、第7条、予算第10条に定めた他会計の補助金につきまして、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容になっております。よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かありますか。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 災害復旧にかかわることで修繕費、これは場所とかその状況については前に先の全協の中で報告をいただいております。ただそのときに11月会議じゃなくて12月に予算要求しますというような話で、県との絡みもあってという話だった。だからこの部分について、当然その後の状況についてということで県との絡みも含めて提案理由の中で説明はすべきだと思うんですが、その点どうなんですか。

企画財政課長（佐野 仁君） ただいまの御質問にお答えします。

この県とのかかわりということで、先に行われた全員協議会で説明させていただいております。御指摘のとおりその後の状況について提案理由、不足があると思われまので、会議中につきましては、補足的に入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。

委員（吉田眞悦君） 状況は説明してもらってわかりました。

委員長（前原吉宏君） ほかに。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、申し上げます。

企画財政課長（佐野 仁君） 引き続きまして、議案第51号令和元年度美里町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては99ページから、資料編につきましては21ページでございます。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為の補正予算でございます。

議案書の100ページをお開き願います。

第2条、予算第1条に定めた債務負担行為につきまして、エレベーター保守点検業務委託料3基につきまして、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。ただいまの説明、よろしいですか。（「はい」

「休憩」の声あり) それでは休憩します。

午前10時 9分 休憩

午前10時10分 再開

委員長(前原吉宏君) では再開します。

ほかによろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは次、お願いします。

企画財政課長(佐野 仁君) 続きまして議案第52号令和元年度美里町下水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

議案書につきましては101ページから、資料編につきましては22ページでございます。

今回の補正予算につきましては、収益的収支、資本的収支、債務負担行為、他会計からの補助金についての補正でございます。

初めに、第2条、予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

107ページ、108ページをお開き願います。107、108です。

1款公共下水道事業収益で67万5,000円減額いたしました。1項営業収益の2目下水処理負担金で1万3,000円減額いたしました。2項営業外収益の3目他会計補助金で5万3,000円減額し、5目雑収益で60万9,000円減額いたしました。

2款農業集落排水事業収益に172万6,000円追加いたしました。2項営業外収益の1目他会計補助金に199万円追加し、3目雑収益で26万4,000円減額いたしました。

これにより収益的収入合計を10億1,845万2,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について御説明申し上げます。

次のページ、109ページ、110ページをお願いします。

1款公共下水道事業費用に53万1,000円追加いたしました。1項営業費用の1目管きょ費で4,000円、2目ポンプ場費で9,000円、4目水質規制費で52万3,000円それぞれ減額いたしました。これにつきましては委託料の請負額の確定による減額でございます。6目業務費に106万7,000円追加いたしました。これは受益者負担金全額一括納付報奨金の確定に伴う増額であります。

2款農業集落排水事業費用に173万1,000円追加いたしました。1項営業費用の2目処理場費に27万1,000円追加いたしました。これは水道料金の値上げによる増額でございます。3目普及促進費に146万円追加いたしました。これにつきましては接続件数の増加に伴う下水道接続奨励金の増額でございます。

これによりまして収益的支出合計を9億7,982万6,000円といたしております。

次に、第3条、予算第4条の資本的収支の収入について御説明申し上げます。

次のページ、111ページ、112ページをお開き願います。

1款公共下水道事業資本的収入に1,127万8,000円追加いたしました。2項負担金の1目公共下水道事業受益者負担金に1,127万8,000円追加いたしました。これにつきましては、昨年12月会議において条例を改正し、賦課対象区域の公告すべき時期を明確にいたしております。

これによりまして、平成31年4月1日に平成29年度、平成30年度、令和元年度の賦課対象区域の公告を行ったところ、受益者負担金の納入者がふえたため、追加するものでございます。

これによりまして、資本的収入合計を13億1,320万1,000円といたしております。

続きまして102ページにお戻り願います。102ページです。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を3億1,461万8,000円に、補填財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,657万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億4,844万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億959万2,000円に改めております。

続きまして次のページ、103ページをごらん願います。

第4条、予算第5条に定めた債務負担行為につきましては、公共下水道事業管路施設維持管理業務委託料を初め3件につきまして、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上の補正に伴いまして、第5条、予算第10条に定めた他会計からの補助金について、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは次、申し上げます。

総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして議案第53号美里町農産物直売所の指定管理者の指定についてでございます。

議案書につきましては113ページ、さらに資料につきましては議案第53号資料、別冊になっております。美里町農産物直売所の指定管理者の指定についてということになります。

美里町農産物直売所の指定管理者につきましては、現在指定期間を令和2年3月31日までとし、有限会社花野果市場を指定しております。指定管理者候補者の選定に当たりましては、美里町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条第2項第3号に規定する事業

の継続性、指定管理者の実績等から当該2団体による継続した管理運営が行われることが適当と認めるときに該当することから、非公募による選定とし、佐々木秀之宮城大学准教授を会長とします美里町指定管理者候補者選定委員会に諮問し、令和元年11月13日付で答申を受けたところでございます。町といたしましては、同委員会の答申を踏まえ、有限会社花野果市場を美里町農産物直売所の指定管理者として指定したいことから、地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条第2項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

資料等詳細につきましては、会議当日、産業振興課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第54号美里町中埜コミュニティセンターの指定管理者の指定についてでございます。議案書につきましては114ページ、それから資料につきましては別冊になります議案第54号資料、美里町中埜コミュニティセンターの指定管理者の指定についての資料となります。

美里町中埜コミュニティセンターの指定管理者につきましては、現在指定管理期間を令和2年3月31日までとし、中埜コミュニティセンター運営協議会を指定しております。指定管理者候補者の選定に当たりましては、美里町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条第2項第1号に規定する専ら地域住民が使用している施設であって、当該地域住民で組織される団体を指定することにより、コミュニティの意識の醸成、地域住民による主体的な活動の促進等の効果が期待できる場合に該当することから、非公募による選定とし、佐々木秀之宮城大学准教授を会長とします美里町指定管理者候補者選定委員会に諮問し、令和元年11月13日付で答申を受けたところでございます。

町といたしましては、同委員会の答申を踏まえ、中埜コミュニティセンター運営協議会を美里町中埜コミュニティセンターの指定管理者として指定したいことから、地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

資料等の詳細につきましては、会議当日、まちづくり推進課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明で何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第55号美里町北浦コミュニティセンター（美里町北浦地区農村集落多目的共同利用施設）の指定管理者の指定についてでございます。

議案書につきましては115ページ、資料につきましては別冊になっております議案第55号資料、美里町北浦コミュニティセンター（美里町北浦地区農村集落多目的共同利用施設）の指定管理者の指定についての資料となります。

美里町北浦コミュニティセンター（美里町北浦地区農村集落多目的共同利用施設）の指定管理者につきましては、現在指定管理期間を令和2年3月31日までとし、北浦地区農村集落センター運営協議会を指定しております。指定管理者の候補者の選定に当たりましては、美里町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第2項第1号に規定する専ら地域住民が使用している施設であって、当該地域住民で組織される団体を指定することにより、コミュニティ意識の醸成、地域住民による主体的な活動の促進等の効果が期待できる場合に該当することから、非公募による選定とし、佐々木秀之宮城大学准教授を会長とします美里町指定管理者候補者選定委員会に諮問し、令和元年11月13日付で答申を受けたところでございます。

町といたしましては、同委員会の答申を踏まえ、北浦地区農村集落センター運営協議会を美里町北浦コミュニティセンターの指定管理者として指定したいことから、地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續き等に関する条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

資料等の詳細につきましては、会議当日、まちづくり推進課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第56号字の区域に新たに画することについての議案でございます。

議案につきましては議案書116ページ、資料につきましては23ページをお開き願います。

宮城県営土地改良事業清水川北浦地区の施行に伴い、従前地の字の区域及び字名の変更を要するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新たに画する字名は、北浦字新谷地、北浦字新谷地前、北浦字新横堀、北浦字新三枚筒、北浦字新中ノ組、北浦字新起谷筒南、北浦字新小屋敷前、北浦字新下ノ谷地、北浦字新東又、北浦字新八反の10区域であり、これらの字に包含される区域はお届けいたしました議案書に記載されておりますとおり、62の区域でございます。なお、この事業の換地処分の予定日は令和2年10月でございます。

以上よろしく願います。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

議案第56号、よろしいですか。（「なし」の声あり）

ないようですので、次、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第57号字の区域を新たに画することについてでございます。

議案書につきましては、128ページ、資料につきましては25ページをお開き願います。資料については25ページをお開き願います。

宮城県営土地改良事業上福田地区の施行に伴い、従前地の字の区域及び字名の変更を要するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。新たに画する字名は、二郷字新浦谷地の1区域であり、この字に包含される区域はお届けいたしました議案書に記載されております二郷字浦谷地、西福田字大日向の2つの区域でございます。なお、この事業の換地処分の予定日は令和3年3月でございます。

以上よろしく願います。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明、よろしいですか。（「なし」の声あり）

ありがとうございます。ないようですので、これで終わります。

それではこれまでの説明、全体を通して何かございますか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ないようですので、議案等については以上といたします。

それでは執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

ではここで暫時休憩いたします。再開は10時、10分休憩ですね。40分。

休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時42分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開いたします。

暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時46分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開いたします。

今正式にまた印刷前に、提出先が今ごろになっている安倍晋三首相の名前は今直しましたけれども、4カ所、衆議院とか参議院とかは必要ないんでしょうか。（「必要」「議長」「議長宛て」の声あり）衆議院議長、参議院議長、（「官房長官とかさ」の声あり）官房長官も。（「わからないけどちょっとそういうような、どういうふうになっているか」「それは総理大臣、3回のうち2回は出したと思った」の声あり）総理大臣と衆議院議長、（「総理大臣と議長」の声あり）参議院議長。（「大臣はいらない」の声あり）そうするとプラス、（「衆議院議長、参議院議長」の声あり）いいですか。議長。（「と俺は思うってことだよ。権限が違うから、行政と内閣の」の声あり）そういうことですね。（「衆参」「衆参か」「衆参でいいの」「衆参だけでいいんだよな」「環境大臣だの経産大臣だのは入っているんですけど」「これ担当だから。担当」「前どこ宛てに出した」「前このとおり」「前このとおりなの」「24年に1回出している」の声あり）それがこれなんですよ。（「あのときに議運で」「そのとき野田さんが」「ただ管理は経産省。経産省というだけです」「でも経産大臣」「細野さんがまだ環境大臣で」の声あり）そうすると提出先、2名追加でよろしいですか。（「はい」の声あり）ではそれで確定で。

あと賛成者の署名をお願いしてよろしいでしょうか。（「サインもらったほうが」の声あり）
暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時 3分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

時間がちょっとかかりそうですので、3)議員派遣について進めていきたいと思えます。

これについて、事務局お願いします。

事務局長（佐藤俊幸君） 1月28日に、県町村議会議長会ですね、町村議会議長会の議員研修会がありますので、その部分の議員派遣の、そうです、1月28日予定になっています。最終日

ですが、一番日程の最後に議員派遣についてということで、日程に入れる予定でございます。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか、皆さん。（「はい」の声あり）それでは1月28日、県議長の自治会館での勉強会ですね。よろしいですね。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） これ要項とか来ていたんですか。中身はわかるの。

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午前11時 5分 休憩

午前11時 6分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

議員派遣につきましては、昨年同様担当の常任委員会に負託します。内容についてはまだ来ていませんので、来次第委員長から伝えてもらうという形でよろしいですか。（「はい」の声あり）お願いします。

それでは4）一般質問の発言順序に進んでいきたいと思います。今回5名の方から出されています。抽選につきましては事務局、お願いします。

事務局長（佐藤俊幸君） それでは受付順に抽選を行います。まず最初に受付順の1番、11番議員、前原吉宏議員です。2番です。次に、13番福田淑子議員です。4番です。次が10番議員の柳田政喜議員です。1番です。続きまして6番手島牧世議員です。5番です。最後に9番山岸三男議員です。山岸議員が3番です。

そうしますと当日発言順にいきますと、1番が柳田議員、2番が前原議員、3番が山岸議員、4番に福田議員、5番目が手島議員といったこととなります。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

一般質問の発言順序につきましては以上とします。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは5）会議の期間及び議事日程についてに進みます。

会議の期間につきましては12月10日から12日までの3日間となっております。

議事日程については別紙のとおりですが、局長のほうから会議の流れについて補足の説明をいただきます。

事務局長（佐藤俊幸君） 審議の予定表をちょっとごらんいただきたいと思うんですが、会議の期間が3日間ということで、今回、一般質問が5人でありますので、2日目には議案の審査に入れると思います。それから3日目ですが、執行部の議案の審議が終わりましたならば、議員発議、それから今回は常任委員会の委員長報告、これ出るんですよ。本来であればきょう

ちょっと、出ていればそれもちょうと(「ですよね」「出してもらったと思うよ」の声あり)出してあります。じゃあそれですね、2件ですね。総務と教育と委員長報告があります。そして最後に議員派遣を諮るといった流れでございます。

それから初日の諸報告ですね、議長の諸報告の中で実は文化勲章表彰、表彰を受けた方の御紹介というものがございまして、本来先日の11月会議で御紹介をするところだったんですが、ちょっと入れるのを失念した部分がございますので、今回12月の初日にその部分を口述で御紹介させていただくといったことになります。

それから執行部の説明員、健康福祉課長と子ども家庭課長がかわりましたので、議長の諸報告の後に総務課長から説明員の変更ということで紹介をしていただくといったような流れになっていくと考えております。以上です。

委員長(前原吉宏君) ありがとうございます。

ただいまの説明について何かありますか。(「初日で何人にするんですか」「予定だな」の声あり)

議長(大橋昭太郎君) 5人だから4人、1人かと、(「4、1、その予定ね」「4、1」「一応予定として」の声あり)

委員長(前原吉宏君) 今発言順序の用紙が、皆さんに渡してありますので、順番でいう4番、福田議員まで、一応予定になります。ほかに何かありますか。よろしいですか。

なければ会議の日程、期間については以上といたします。

よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは残りました2)議員発議について、ただいま印刷製本が終わりましたので、お手元に配付してあります。御確認いただきたいと思います。これについて何かございますか。(「なし」の声あり)

ではないようなので、2)議員発議について終わりたいと思います。

続きまして、6)にいけます。陳情、要請についてになりますけれども、今回はお手元の陳情書、一覧のとおり2件となっております。これを確認していただきたいんですね。5分ほど休憩したいと思います。休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時18分 再開

委員長(前原吉宏君) では再開します。

ただいま内容を確認していただいておりますが、この取り扱いについてなんですが、11月会議で団体名は違いますが、内容の同じような陳情が来ております。今回はその提出者が違う団体でございます。これについて文面のとおり意見書の提出をお願いしたいという文面になっているんですけども、これについてどうしたらよろしいでしょうか。

副委員長（平吹俊雄君） このライドシェアというのは、これから抜本的な整備というのはどうなの。しっかりしているの。

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 28 分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは再開します。

ただいま読んでいただきましたこの取り扱いについていかがですか。

よろしいですか。（「はい」の声あり）では配付のみという意見が出ましたので、配付のみという形にしたいと思います。

ほかにございませんので、陳情・要請等については以上といたします。

議発第2号の本文の意見書（案）の部分、確認していただきたいと思います。ほかになければ、（「その他のときをお願いします」の声あり）

それでは大きい4番、その他に移っていきます。何か。議長。

議長（大橋昭太郎君） 前に行っていた出前授業、出前講座の関係で、教育長と夏ごろから話をしていたんですが、いろいろ教育委員会も忙しかったから教育長が体調を崩したりと大変だったようで、それで11月会議のときに改まってどうするという、どうしますかということで話をしましたら、多分ちょっと何日だったか、今週の頭に校長会があるということだったもので、最終結論的に各学校の実施希望日が出てまいりましたので、そのことについて、やるならこの日というような、（「今配られている」「そういうのがあるんだ」「一覧表来ました」「すぐだね」の声あり）これがだから、本当は今月末から来月上旬のあたりでというようなことを言ったんですが、各学校の都合がこういったような、希望日がこういったようなことだということで、（「15しか」「そうなんです」「ここだけがピンポイントだ」の声あり）これですね、17、18の間でどうでしょう、決められるか決めたらどうだろうかというようなことを思っています。16、南郷中学校では16です。（「20日か、20日は特別委員会か」の声あり）20日が特別委員会予定だね。予定です。（「第一希望と合わせて」「第一希望に合わせていくとスムーズですね、午前

中も、午前もあるしね」「人かわったらいいんだ」の声あり)

委員長(前原吉宏君) 休憩しますね。休憩します。

午前 11 時 31 分 休憩

午前 11 時 43 分 再開

委員長(前原吉宏君) 再開します。

出前授業の件なんですけれども、日程が学校側から来ました。これによりまして12月16日月曜日、南郷中学校5校時目、14時5分から14時50分。続きまして、翌日12月17日、この日は第一分科会、第二分科会ともございますので、開始時刻を9時で11時に終わります。終わりましたらその足で皆さんで移動しまして、小牛田中学校と不動堂中学校に分かれて出前授業をするということになりました。班編成に関しましては、これから議長が事務局と打ち合わせしていただきまして、12月10日の議会終了後に控え室で皆さんにお伝えするという事でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

では以上とします。ほかに何か。

議長(大橋昭太郎君) もう1点だけもし3日目が早い場合に、案件的にはちょっと健診等についての案件があり、町長のほうから知らせたいことがあるというようなことで、もし時間があるときでいいからということで、それで正式な全協とかではなく、もしそういうのをやるのであれば、終わってからしかないんじゃないかということは今朝話をしたところでございました。正式なことではないんですけれども、ちょっと伝えておいてもらえればと。一応流動的ですが、その辺を議運の皆さんに了解しててもらいたいと思います。

委員長(前原吉宏君) 健診についての懇談会。(「内容がそういう奥歯に物が挟まったような」「初日にするの」「いや、早い場合時間がある場合でいいということです。よろしく願いいたします」の声あり)

その他事務局。(「ございません」の声あり)

それでは配付物の確認をしていただきたいと思います。まず議発の第2号の先ほどの差しかえの文書でございます。確認していただきたいと思います。いいですか。あとは常任委員会報告。総務産業建設と教育民生常任委員会。資料でございます。(「最終日に提出するの」「これ配付はもう初日に配付します」「違って、町長に正式に文書として出すという、だからこれを終了後」「終了後」「正副議長と委員長、両委員長ということになっておりますから、だからその調整をしておかなければならないでしょうということ」の声あり)

よろしいですね。(「はい」の声あり) それではほかになければ終了したいと思います。千葉委員。

委員(千葉一男君) これうちのほうが、資料のほうね、資料とは書いています、確かに参考資料と、こういう書き方でいいのかなと思って今見ていたんだけど、ちょっとこれが意見だ、(「抜粋の」の声あり) 資料としてこれは別に出してくれって、これはこれでいいんだけど、書き方が今度資料、そののやつに、内容は多分そうだとしたことだけでも、提示するこれ、こういう書き方でいいのかと思ってね。いいかなというのはわからないよ。わからないけれども、大丈夫かということ。いろいろ出し方として。それだけ。俺はこの当事者だからわかるよ、資料見たらすぐにね。だから例えばこの全体のとは別に資料ですというのがわかるようにしたほうがいいと思いながら、(「表書きというか、表にもつけるというか」の声あり) いや、そうではなくてもうこのところに、(「2つ」「この間の委員会ではこのように出すと」「一応」の声あり) そこまでにして、あとは表現の仕方だけ。(「ただそれが町長に出すもので」「皆さんには出さないです」の声あり) これはみんなに出ないんだ。(「きょうだけか」「きょうだけ」というか、執行部に提出する」「町長に提出する」の声あり) いや、ならいい。それなら。

委員長(前原吉宏君) 休憩しますね。

午前11時49分 休憩

午前11時52分 再開

委員長(前原吉宏君) それでは再開します。

総務産業建設常任委員会の報告書について参考資料につきましては、町長に提出するときの参考資料ということでございます。以上です。

ほかになければこれにて議会運営委員会を終了いたします。よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは副委員長お願いします。

副委員長(平吹俊雄君) いよいよ冬到来という、白い物も飛びましたけれども、秋田なんかでは51センチという大分降雪が続いております。いよいよ涌谷の町議会、昨日時点で1人多いというようなことでもあります。そういうことで十分にこれからも寒くなります。健康に留意して議員活動をしていただければと思います。

本日はどうも御苦労さまでした。

午前11時53分 閉会